

令和4年8月26日開会

第743回むつ市教育委員会

参考資料(追加)

報告第2号 1頁

報告第二号 参考資料

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に係る
取扱いの変更等に伴う学校の対応について

このたび、国の積極的疫学調査等の実施について見直しがあり、これを受けて青森県の方針が変更されました。

現在の新型コロナウイルス感染症の特性については、感染の広がりが早く、陽性者と接触等が認められる関係者に一齐にPCR検査等を実施しても、感染症の封じ込めに繋がっておらず、その効果が極めて限定的と判断されたことによるものです。

県では、小中学校の児童生徒に陽性者が確認された場合であっても、今後保健所でのPCR検査等は実施されないこととなりましたのでお知らせいたします。

これに伴い、市内小中学校の取扱いは下記のとおりとなりますので、ご対応くださるようお願いいたします。

なお、体調管理を徹底させ、発熱や風邪症状が見られる場合は登校させないことなどの基本的な感染対策については、引き続き継続してくださるようお願いいたします。

記

●小中学校の対応について

(1) 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定等について

- ・保健所では、クラスターの場合を除き、積極的疫学調査、濃厚接触者の特定については実施しない。
- ・陽性者が同じ活動場面において多数判明した場合は、臨時休業等の可否について検討する。

(2) 同居の家族等の行動制限について

- ・陽性者との最終接触日から5日間の行動制限となる。
- ・陽性者との最終接触日から2日目及び3日目に、薬事承認された抗原定性検査キットにより陰性が確認された場合、行動制限は解除できる。

(3) その他

- ・同居の家族等が検査対象となった場合において、児童生徒及び教職員本人に風邪症状等が見られない場合、登校及び勤務可能とする。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
TEL 22-1111(内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に係る
取扱いの変更等に伴う学校の対応について

日頃より、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

このたび、国の積極的疫学調査等の実施について見直しがあり、これを受けて青森県の方針が変更されました。

現在の新型コロナウイルス感染症の特性については、感染の広がりが早く、陽性者と接触等が認められる関係者に一斉にPCR検査等を実施しても、感染症の封じ込めに繋がっておらず、その効果が極めて限定的と判断されたことによるものです。

県では、小中学校の児童生徒に陽性者が確認された場合であっても、今後保健所でのPCR検査等は実施されないこととなりましたのでお知らせいたします。

これに伴い、市内小中学校の取扱いは下記のとおりとなりますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、発熱や風邪症状が見られる場合は登校させないことなどの基本的な感染対策については、引き続き継続してくださるようお願いいたします。

記

●小中学校の対応について

(1) 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定等について

- ・保健所では、クラスターの場合を除き、積極的疫学調査、濃厚接触者の特定については実施しない。
- ・陽性者が同じ活動場面において多数判明した場合は、学校において臨時休業等の可否について検討する。

(2) 同居の家族等の行動制限について

- ・陽性者との最終接触日から5日間の行動制限となる。
- ・陽性者との最終接触日から2日目及び3日目に、薬事承認された抗原定性検査キットにより陰性が確認された場合、行動制限は解除できる。

(3) その他

- ・同居の家族等が検査対象となった場合において、児童生徒本人に風邪症状等が見られない場合、登校可能とする。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
TEL 22-1111(内線3110)

本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

令和4年7月22日付け事務連絡を踏まえ、本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査を以下のとおり、修正する。

【修正のポイント】

1 濃厚接触者の待期間の短縮

修正前 原則7日間（8日目解除）。4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除。

修正後 原則5日間（6日目解除）。2日目、3日目に検査し、陰性確認により解除。

2 保育所等の濃厚接触者等

修正前 保健所が、保育所等と連携し、実施する。

修正後 **保育所等は、事業所と同じ扱いとする。**

本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

・令和4年3月16日付け事務連絡に基づき、感染が継続している本県の状況を踏まえ、以下の方針を原則とする。

	同一世帯内で 感染者が発生した場合	ハイリスク施設（※1）で 感染者が発生した場合	保育所等（※2）で 感染者が発生した場合	事業所等（※3）で感染者が発生した場合 (左記以外の事業所)
積極的疫学調査	保健所が実施（※4）	保健所が実施（※4）	保健所が、保育所等と連携し、実施（保育所等が主体的に調査し、保健所で判断）（※4）	実施しない（※5） (事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の特定	保健所が特定 (全て同居者が濃厚接触者となる旨、感染者に伝達することをもって特定したことをとする。)	保健所が特定	保健所が、保育所等と連携し、特定（保育所等が濃厚接触者等の候補者リストを作成し、保健所で特定）	実施しない (事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の行動制限（※6）	・原則7日間（8日目解除） ・（誰でも）4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	・原則7日間（8日目解除） ・4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	・原則7日間（8日目解除） ・（誰でも）4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	【該当なし】 (ただし、感染者と接触があった者についてその他の欄を参照)
その他				事業所等で、感染者が発生した場合は、自主的な感染対策の徹底のために以下を周知。 ・感染者と接触があった者は、最後の接触から概ね7日間はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い行動を控えること ・感染者と接触があり、症状がある場合には、速やかに診療・検査医療機関を受診すること ・感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を感染者と共にした者等は一定期間（原則7日間（4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除））の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること

- ※1 ハイリスク施設とは、重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者施設、障害者施設、医療機関
- ※2 保育所等とは、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ
- ※3 事業所等とは、ハイリスク施設、保育所等以外の事業所（通所型高齢者施設、障害者施設、中学校、高等学校、大学等を含む）
- ※4 濃厚接触者に対する検査など、保健所が必要と認めた検査は、行政検査として実施する。
- ※5 クラスターの発生等、感染状況などを考慮し、保健所が必要と認めた場合は、ハイリスク施設と同様、積極的疫学調査等を実施する。
- ※6 行動制限短縮の解除にあたっては、個別に保健所の確認を要しない。
- ※7 行動制限短縮のための検査は、自費検査。

本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

令和4年7月22日付け事務連絡に基づき、感染が継続している本県の状況を踏まえ、以下の方針を原則とする。

	同一世帯内で感染者が発生した場合	ハイリスク施設（※1）で感染者が発生した場合	保育所（※2）、事業所等（※3）で感染者が発生した場合（左記以外の事業所）
積極的疫学調査	保健所が実施（※4）	保健所が実施（※4）	実施しない（※5） (<u>保育所</u> 、事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の特定	保健所が特定 (全て同居者が濃厚接触者となる旨、感染者に伝達することをもって特定したととする。)	保健所が特定	実施しない (<u>保育所</u> 、事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の行動制限（※6）	・原則5日間（6日目解除） ・（誰でも）2日目、3日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	・原則5日間（6日目解除） ・2日目、3日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	【該当なし】 (ただし、感染者と接触があった者についてその他の欄を参照)
その他			<u>保育所</u> 、事業所等で、感染者が発生した場合は、自主的な感染対策の徹底のために以下を周知。 ・感染者と接触があった者は、最後の接触から概ね5日間はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い行動を控えること ・感染者と接触があり、症状がある場合には、速やかに診療・検査医療機関を受診すること ・感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を感染者と共にした者等は一定期間（原則5日間（2日目、3日目に検査し、陰性確認により解除））の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること

- ※1 ハイリスク施設とは、重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者施設、障害者施設、医療機関
- ※2 保育所とは、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ
- ※3 事業所等とは、ハイリスク施設、保育所等以外の事業所（通所型高齢者施設、障害者施設、中学校、高等学校、大学等を含む）
- ※4 濃厚接触者に対する検査など、保健所が必要と認めた検査は、行政検査として実施する。
- ※5 クラスターの発生等、感染状況などを考慮し、保健所が必要と認めた場合は、ハイリスク施設と同様、積極的疫学調査等を実施する。
- ※6 行動制限短縮の解除にあたっては、個別に保健所の確認を要しない。
- ※7 行動制限短縮のための検査は、自費検査。